

# 富山新庄フットボールクラブジュニア父母の会会則

## (名称)

第1条 本会は、富山新庄フットボールクラブジュニア父母の会（以下「本会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、富山新庄フットボールクラブジュニア（以下「クラブ」という。）の普及発展を図り、クラブ員の心身の健全な育成に寄与するとともに会員相互の親睦に努めることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) クラブが参加する各種大会・試合（練習試合を含む）における、クラブ員の引率、運営補助及び応援
- (2) クラブ主催大会の運営
- (3) 合宿、サッカーフェスティバル、お楽しみ会等各種行事の運営
- (4) クラブの設備、備品、ユニフォーム等の管理
- (5) クラブ費の徴収、執行管理及び会計処理
- (6) 指導者、父母及びクラブ員のスポーツ安全保険の加入手続・処理
- (7) 他サッカークラブ父母の会等との交流・親睦
- (8) 会員相互の親睦
- (9) その他必要と認める活動

## (組織)

第4条 本会は、クラブに所属するクラブ員の父母（保護者）によって組織される。

## (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 学年代表 各学年1名
- (6) 会計監査役 2名
- (7) 相談役 若干名

2 会長、副会長、会計、事務局員をもって、執行部とする。

3 会長及び副会長は、クラブ役員を兼ねる。

4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## (役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し会務を総括する
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

- (3) 会計 クラブ費の徴収、執行管理及び会計処理
- (4) 事務局員 各種行事や活動等の計画、手配、実務の遂行及び記録
- (5) 学年代表 各学年の運営事務の取りまとめ及び執行部と各学年間の連絡調整
- (6) 会計監査役 会計の監査
- (7) 相談役 本会の運営に対する協力及び助言

(総会)

第7条 本会の総会は、毎年一回開催するものとし、会長が召集する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができるものとする。

2 総会では次の事項を協議する。

- (1) 行事報告及び収支決算
- (2) 行事予定及び収支予算
- (3) 役員の選出
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

3 総会の協議事項は、その出席者の多数をもって決する。

(定例会)

第8条 執行部及び学年代表により、必要に応じ定例会を開催し、本会運営事項に関し協議するものとする。

(リスペクト)

第9条 本会の会員は、クラブ代表及び指導者との相互理解と信頼感を一層高めるために、お互いの立場を理解し尊重しあうよう務め、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 指導者の指導方針を尊重すること
- (2) 指導者に対して意見等がある場合は、本会役員及びクラブ事務局を通じて行うこと
- (3) 試合（練習試合を含む）及び練習時においては、クラブ員に対する指導に介入しないこと（戦術的・技術的指導、発言は慎むこと。）
- (4) クラブ運営に関し、積極的に参加・協力すること

(会則の変更)

第10条 本会則の変更については、総会において審議され、その出席者の多数において承認されなければならない。

(細則)

第11条 本会則に定めのない事項に関しては、本会則の趣旨に従って、定例会で協議の上定めるものとする

附 則

この会則は、平成22年3月14日から施行する。